平成二十四年十二月二十日 福井県条例第六十六号

福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例を公布する。

福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律 第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定により、障害福祉サービス事業の設備および 運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

- **第三条** 障害福祉サービス事業者(次条から第十条までに規定する事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った 障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(療養介護の事業の基準)

第四条 療養介護の事業の設備および運営の基準は、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。)の定めるところによるものとする。

(生活介護の事業の基準)

第五条 生活介護の事業の設備および運営の基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

(自立訓練(機能訓練)の事業の基準)

第六条 自立訓練(機能訓練)の事業の設備および運営の基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

(自立訓練(生活訓練)の事業の基準)

第七条 自立訓練(生活訓練)の事業の設備および運営の基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

(就労移行支援の事業の基準)

第八条 就労移行支援の事業の設備および運営の基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

(就労継続支援A型の事業の基準)

第九条 就労継続支援A型の事業の設備および運営の基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

(就労継続支援B型の事業の基準)

第十条 就労継続支援B型の事業の設備および運営の基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第一二号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条中福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の改正規定(「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六条中福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例第二条および第十二条第一項第五号の改正規定、第七条および第八条の規定ならびに第十条中福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例附則第二項の改正規定 平成二十五年四月一日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十六年四月一日
- 附 則(平成三○年三月二二日条例第一二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。